

盛岡広域振興局長告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、雫石町土地改良区（岩手郡雫石町）の日影堰頭首工管理規程等の変更を認可した。

なお、変更後の当該管理規程の概要は、次のとおりである。

令和8年10月9日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 日影堰頭首工管理規程

（1）取水、放流及びゲートの操作に関する事項

ア 頭首工の取水位は、標高228.800メートルとする。

イ 取水期間は、毎年5月1日から9月3日までとする。

（2）頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項

（3）洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

（4）その他頭首工の管理に関し必要な事項

2 篠ヶ川原頭首工管理規程

（1）取水、放流及びゲートの操作に関する事項

ア 頭首工の取水位は、標高330.474メートルとする。

イ 取水期間は、毎年5月1日から9月6日までとする。

（2）頭首工の管理のため必要な機械、器具、設備等の点検及び整備に関する事項

（3）洪水時その他の緊急事態における措置に関する事項

（4）その他頭首工の管理に関し必要な事項